

行田市学童保育室保育料に関する条例など16議案を可決・同意・認定



議場風景（9月定例会）

9月定例会には、市長提出議案17件が提出され、継続審議とした1議案を除く16議案をすべて原案のとおり可決・同意・認定しました。
主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

〔主な質疑〕

問 それぞれの階層について、年収の目安は。

答 父、母、子2人をモデルケースとした場合、世帯での年収は、第2階層が約230万円未満、第3階層が約230万円以上400万円未満、第4階層が約400万円以上800万円未満、第5階層が年収約800万円以上となる。

問 近隣市と比較し、優れた点はあるか。

答 第2階層で市民税均等割のみ課税されている世帯においても、無償化している点である。

問 一律7千円でも高かったが、9千円と値上げになる世帯がある。このメリット、デメリットをどう考えているか。

答 全ての児童が学童保育を利用している状況ではなく、在宅の世帯もあるため、公平性の観点、受益者負担の観点から、一定の収入がある世帯には、一人当たりの学童保育室運営経費1万8千円の2分の1である9千円の負担をお願いするものである。

契約 災害に備えて

○消防ポンプ自動車の取得について
(原案可決)

消防ポンプ自動車CD-I型（圧縮空気泡消火装置搭載型）1台の購入について、3460万3200円で長野ポンプ株式会社と物品売買契約を締結するものです。

訴訟の提起

○訴えの提起について
(原案可決)

市道の歩車道境界ブロック等を破損させた者に対し、復旧に要した費用相当額及び裁判所に納める申立手数料等を請求する訴訟を熊谷簡易裁判所へ提起するものです。

一部事務組合

○妻沼南河原環境施設組合規約の変更について
(原案可決)

平成30年3月31日をもって妻沼南河原環境施設組合を解散するので、解散にあたり、事務の承継、決算の調整等に関する規定の整備を行うため、規約を変更するものです。